

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

飲食交際費の判定

Q : 交際費等の対象とならない1人当たり5,000円以下の飲食交際費の金額判定はどのようにすればいいのですか?

A : 飲食費の総額を単純にその飲食等に参加した人数で除して計算した金額で判定します。

【解説】

交際費課税では、1人当たり5,000円以下の一定の飲食費は所定の書類の保存要件が付された上でその対象から除外することとされています。

この場合の1人当たりの飲食費の計算に当たっては、個々の得意先等が飲食店等においてそれぞれどの程度の飲食等を実際に行ったかどうかにかかわらず、飲食費の総額を単純に当該飲食等に参加した人数で除して計算した金額で判定することとなります(すなわち、例えば、得意先A氏が6,000円・B氏が5,500円・C氏が5,000円の飲食等を行うとともに、自己の従業員3名がそれぞれ4,000円の飲食等を行い、総額28,500円を支出した場合においては、A氏の6,000円・B氏の5,500円に着目して、その2人分だけが5,000円以下の費用とならないと判定するのではなく、支出総額をベースに $28,500円 \div 6人 = 4,750円$ で1人当たり5,000円以下の費用であることの判定を行います。)。なお、1人当たりの金額が5,000円を超える場合は、その費用のうちその超える部分だけが交際費等に該当するのではなく、その費用のすべてが交際費等に該当することになりますので注意してください。

